









離婚公正証書作成手続き代行

離婚公正証書 ご依頼から作成までの流れ

- 1 合意された条件内容をメールまたはFAXでお知らせ下さい。
(必要に応じて専用の記入シートをご利用下さい)

- 2 折り返し、必要事項と必要書類、報酬金額と振込先を連絡させていただきます。

- 3 申込書を郵送(またはご来所)いただき、報酬金額を振込送金して下さい。

- 4 公正証書の原案を作成し、メールまたはFAXにて送信させていただきます。

- 5 必要書類が揃いましたら、ご郵送下さい。

- 6 公証人との文面打ち合わせ後、公正証書作成嘱託委任状をお送りします。

- 7 委任状への署名・捺印の上、ご郵送をお願いします。

- 8 作成期日と代理人が決定次第、報告の上、作成手続きに入ります。

- 9 完成した正本・謄本につきましては、代理人として受領して郵送、又は特別送達による送付となります。

離婚公正証書作成手続き代行報酬

一般定形のもの ※作成依頼時全額お支払い	54,000 円(税込)
複雑ないし多岐に渡るもの ※作成依頼時全額お支払い	75,600 円(税込)

※ 上記の費用には、文面の起案作成、修正、公証人との打ち合わせ、出頭代理人2名の日当、など、必要な手続きに係る費用が、すべて含まれております。

お客様ご自身は、公証役場に足を運ばれる必要がありません。

※ 別途、協議書に定める内容に応じて、公証人の手数料などの実費が必要となります。

離婚届の証人代行

- ・離婚の合意は出来ているが、証人を頼める人がいない
- ・離婚することを誰にも知られたくない
- ・親戚や知人に心配をかけたくない

その他、事情により証人が用意出来ない方、当事務所の行政書士又は行政書士補助者が代行致します。

行政書士及び行政書士補助者には、法令上、守秘義務が課せられておりますので、ご安心下さい。

行政書士法 第12条（秘密を守る義務）

行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

行政書士法 第19条の3（行政書士の使用人等の秘密を守る義務）

行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

行政書士倫理 第3条（秘密保持の義務）

行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

2 行政書士は、その事務に従事する補助者又は事務員に対し、その者が職務上知り得た秘密を保持させなければならない。補助者又は事務員でなくなつた後も、また同様とする。

離婚届の証人代行報酬

行政書士報酬

※ご依頼時全額お支払い

証人 1 名 8,640 円 (税込)

証人 2 名 10,800 円 (税込)

●必要書類

署名捺印済みの離婚届 原本1通

当事務所の専用委任状 2通(各1通ずつ)

身分証明書のコピー 2通(各1通ずつ)

公正証書作成ガイド

公正証書作成センター（東京）

TEL:03-5206-7773 FAX:03-5206-7780